一次下請負人の社会保険未加入対策に係る手続き

対象工事

雲南市が発注する工事のうち下請代金総額 3,000 万円（建築 4,500 万円）以上の工事

①　社会保険等の加入状況の確認

・下請負人通知書に記載された一次下請人について確認　監督員

↓ 加入 → **②－A　対策不要**

↓ 未加入

②－B　所属部局長及び管財課への報告

・下請負人通知書（写）を管財課へ提出　監督員

・契約違反の恐れが発生した旨を所属部局長へ報告　管財課

↓

③　確認書類の提出依頼

・様式第１号により、指定期間（原則１ヶ月）内に様式第２号、加入が確認できる書類の提出を請求、提出のない場合は制裁金を請求する旨も併せて通知　管財課

↓ 提出 → **④－A　ペナルティなし**

・手続き終了

↓ 未提出

④－B　ペナルティの通知

・様式第３号により制裁金の請求する旨等を通知する。　管財課

↓

⑤　ペナルティ

・建設業許可部局へ連絡　管財課

・制裁金の請求（当該業者との最終下請負契約金額の１０分の１）　管財課

・指名停止措置（別表第１第４号重大な契約違反）　管財課

・工事成績評定の減点（指名停止に伴うもの）　管財課

・工期内における改善の指示　監督員